

第42号議案 長崎市図書館条例の一部を改正する条例

【目次】	ページ
1 条例改正案の概要	1
2 施設の概要	1
3 位置図及び平面図	3
4 指定管理者制度の導入について	6
5 指定管理者制度導入までのスケジュール(案)	8
6 新旧対照表	9
7 市立図書館におけるPFI事業の評価について (令和3年9月市議会 教育厚生委員会 所管事項調査資料)	15

教育委員会
令和4年2月



長崎市図書館条例の一部を改正する条例

1 条例改正案の概要

(1) 目的

市立図書館は、P F I方式により、選定事業者が施設の設計・建設を行うとともに、平成20年1月の供用開始から15年間の維持管理・運営を行っている。

P F I契約により令和4年12月31日に今期事業が終了することとなっており、令和5年1月からの管理運営においても、市民サービスの水準を維持継続し、さらに民間能力の活用を図るため、利用料金制による指定管理者制度を導入したいことから、現行条例の一部を改正するもの。

(2) 改正の主な内容

ア 利用料金制による指定管理者制度の導入

- ・ 経費の削減につながり、施設の効用を高める事業提案を期待できることから、市立図書館の管理を公募により選定した指定管理者に行わせる。
- ・ 施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることで、より効率的な運営を行い、施設の効用を高めるため、利用料金制を適用する。

イ 長崎市図書館協議会の廃止と長崎市図書館運営協議会の設置（第19条）

- ・ 指定管理者制度の導入に伴い、指定管理者において館長が配置されることから、図書館法に基づき館長の諮問機関として設置している長崎市図書館協議会を廃止する。
- ・ 引き続き、専門的見地から図書館の適切な運営に関し必要な事項を調査審議するため、協議会の設置目的、担当事務等、これまでの機能を継続する附属機関として、条例に基づく長崎市図書館運営協議会を設置する。

(3) 施行日 令和5年1月1日

2 施設の概要

- (1) 名 称 長崎市立図書館
- (2) 所在地 長崎市興善町1番1号
- (3) 設置年月日 平成20年1月5日
- (4) 設置目的 市民の教育と文化の発展に寄与するため。
- (5) 主な施設内容

構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造
延床面積	11,658.94㎡
所蔵能力	約80万冊（開架25万冊／閉架55万冊）
蔵書数	約80.7万冊（令和2年度末時点） （開架39.6万冊／団体書庫2.2万冊、閉架書庫38.9万冊）

施設内容	4階	閉架書庫、倉庫
	3階	事務室、書庫、団体貸出室、ボランティア室 有料貸室：スタジオ、編集室、パソコン室
	2階	図書閲覧室、自習室（スタディルーム）、グループ学習室 有料貸室：研修室1～4
	1階	図書閲覧室（こどもとしょかん、おはなしのへやを含む。）、 多目的ホール、新興善メモリアル、救護所メモリアル
	地下1階	駐車場（64台、うち障害者用3台）

- (6) 開館時間
- | | |
|----------|---------------|
| 図書閲覧室 | } 10:00～20:00 |
| 救護所メモリアル | |
| 多目的ホール | } 10:00～21:00 |
| 新興善メモリアル | |
| その他有料貸室 | |

- (7) 休館日 毎週火曜日（火曜日が「国民の祝日に関する法律」第2条に規定する休日の場合を除く。（令和5年1月1日から適用））、12月29日～1月4日、特別整理期間（5日間以内）

- (8) 利用者の推移

年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	
開館日数	302日	301日	302日	302日	284日 ^{※1}	
閲覧室の利用者	人 811,699	人 844,504	人 862,967	人 841,058	人 663,810	
救護所メモリアル入場者	人 12,168	人 14,090	人 11,929	人 12,808	人 10,280	
有料施設	利用件数	件 4,088	件 4,133	件 3,946	件 3,557	件 2,569
	利用者数	人 63,070	人 63,173	人 61,939	人 49,529	人 23,739
	利用料金	円 4,543,695	円 4,607,153	円 4,272,348	円 3,083,301	円 2,349,508
	稼働率	41.0%	41.6%	39.6%	35.7%	27.4%
駐車場	利用台数	台 128,786	台 125,901	台 128,673	台 129,412	台 107,061
	利用料金	円 9,907,570	円 10,100,840	円 10,089,160	円 9,252,100	円 5,704,620
	無料の割合	79.1%	77.4%	78.0%	78.9%	82.4%

※1) 緊急事態宣言等に伴い18日間の臨時休館

※2) 多目的ホール、研修室1～4、新興善メモリアル、パソコン室、スタジオ、編集室の利用の合計

3 位置図及び平面図

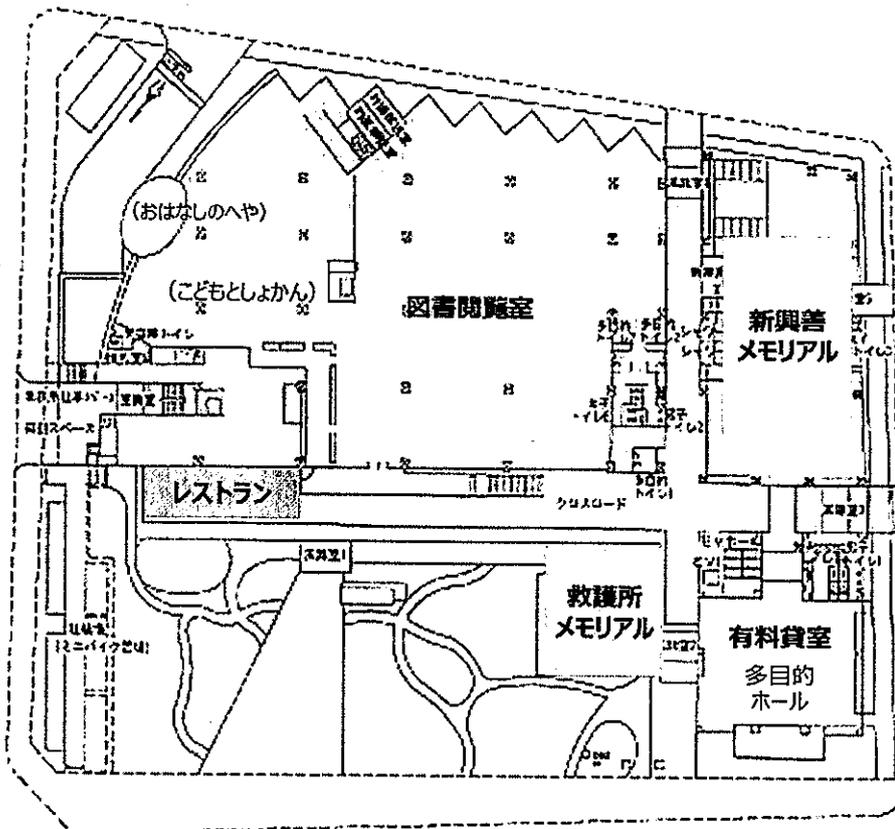
(1) 位置図



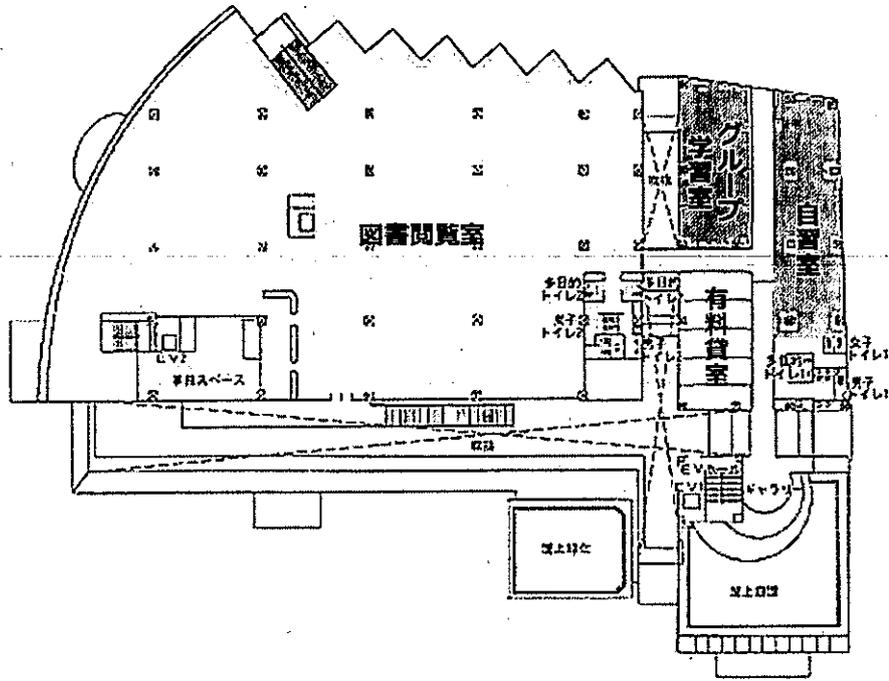
出典：yahoo地図

(2) 平面図

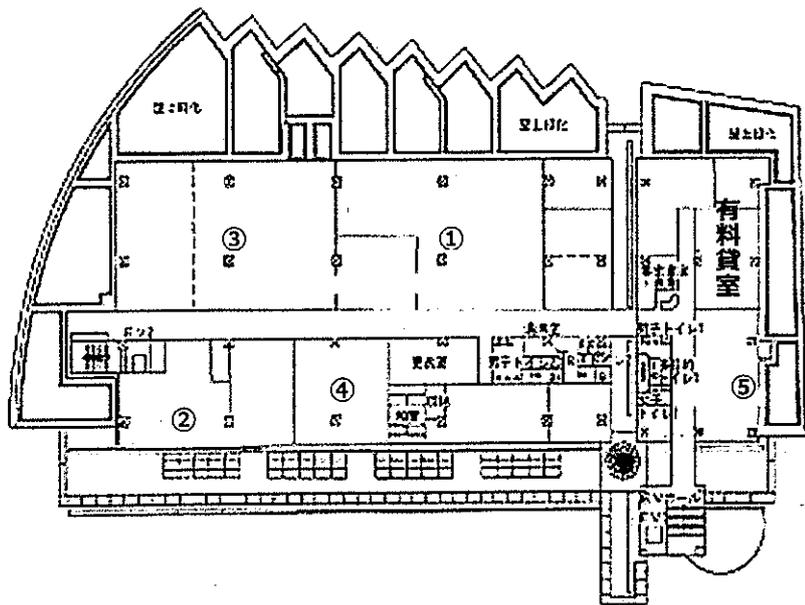
1階



2階

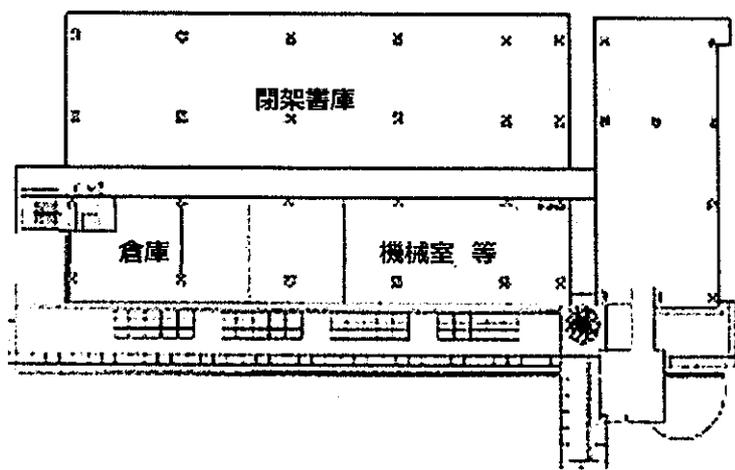


3階

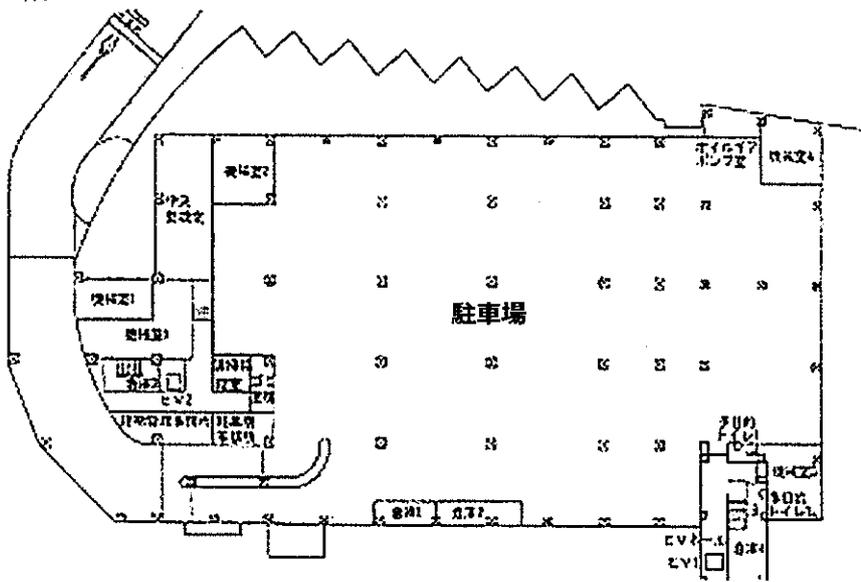


- ①...事務室 1
- ②...事務室 2
- ③...書庫
- ④...団体貸出室
- ⑤...ボランティア室

4階



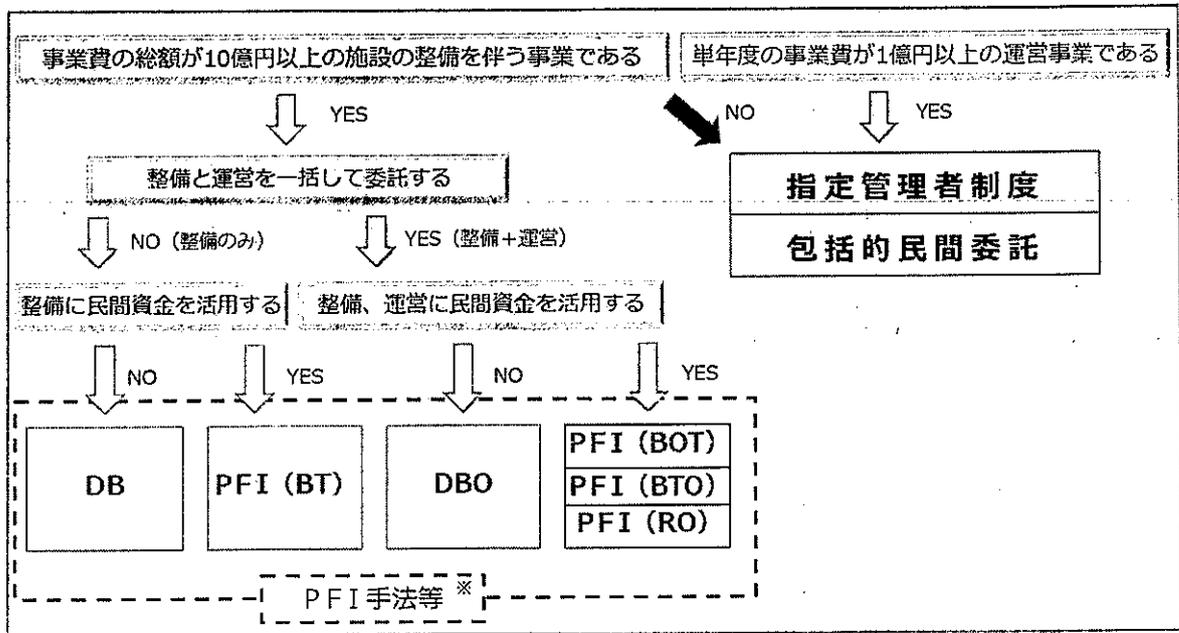
地下1階



4 指定管理者制度の導入について

(1) 「長崎市PPP手法の優先的検討方針」に基づくPPP手法の選択

「長崎市PPP手法の優先的検討方針」に基づくPPP手法の選択フローチャート（抜粋）



市立図書館は、今後15年間での大規模修繕に係る経費見込みが6億円であり、また、現状では今後大きな施設改修を行う予定もないことから、PFI手法等は選択しない。

※) PFI手法等

DB : Design Build

民間事業者が公共施設等の設計・建設のみを一括して発注する事業方式。

PFI (BT) : PFI (Build Transfer)

民間事業者が施設等を建設し、公共施設等の管理者に施設所有権を移転するPFI手法の事業方式。

DBO : Design Build Operate

民間事業者が公共施設等の設計・建設、維持管理・運営を一括して発注する事業方式。

PFI (BOT) : PFI (Build Operate Transfer)

民間事業者が施設等を建設し、維持管理・運営を行い、事業終了時に公共施設等の管理者に施設所有権を移転するPFI手法の事業方式。

PFI (BTO) : PFI (Build Transfer Operate)

民間事業者が施設等を建設し、施設完成時に公共施設等の管理者に施設所有権を移転し、民間事業者が維持管理・運営を行うPFI手法の事業方式。

PFI (RO) : PFI (Rehabilitate Operate)

既存の公共施設等の所有権を公共側が有したまま、民間事業者が施設を改修し、改修後の維持管理・運営等を行うPFI手法の事業方式。

(2) 運営方法の検討（直営との比較）

	指定管理者制度 による場合	包括的民間委託 による場合
ア 民間の能力やノウハウを活用したサービスの向上が図られる。	○	○
イ 公の施設の効用を高める事業提案を受けることができる。	○	
ウ 貸室等の許可権限を委任できる。	○	
エ 料金収入に係る会計事務を効率化できる。	○	
オ 個々の業務を一括委託することで事務を効率化できる。	○	○
カ 個々の業務を一括委託することで経費を削減できる。	○	○

民間の能力やノウハウを活用したサービス向上、事務の効率化と経費の削減に加えて、「公の施設の効用を高める事業提案を受けることができる。」、「貸室等の許可権限を委任できる。」、「料金収入に係る会計事務を効率化できる。」などのメリットが考えられるため、指定管理者制度を導入する。

(3) 選定方法 公募

(4) 利用料金制 適用する。

(5) 指定期間 令和5年1月1日から令和10年3月31日まで（5年3か月）

(6) 業務内容

直営業務	指定管理業務
<ul style="list-style-type: none"> ・長崎市立図書館運営方針、資料収集方針など各種方針及び基準等の運用、管理 ・ <u>選書の決定</u> ・ 資料寄贈（寄付金）に関する業務（感謝状） ・ 公民館等図書室の支援業務 ・ 学校図書館の支援業務 ・ 長崎市図書館協議会に関する業務 ・ 子ども読書活動推進計画に関する業務 ・ 図書館を使った調べる学習コンクールの審査会の開催 ・ 長崎県教育委員会、県立図書館及び県内公共図書館等との連絡調整 ・ 図書館情報システムの更新計画策定 ・ 施設設備の長期修繕計画策定 ・ <u>モニタリング</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 【維持管理】 ・ 保守管理（建築物、建築設備、植栽・外構） ・ 清掃 ・ 環境衛生管理 ・ 駐車場管理 ・ 警備 【運営業務】 ・ 図書その他の資料の収集、整理及び保存（蔵書点検を含む） ・ 図書その他の資料の閲覧、貸出し及び調査相談 ・ 読書会、研修会、展示会、映写会等の企画及び実施 ・ <u>読書グループ等の活動の指導及び奨励</u> ・ <u>関連設備、救護所メモリアル等の管理及び貸室の利用の許可</u> ・ <u>視聴覚ライブラリーの貸出業務</u> ・ 図書館情報システムの運用・管理 ・ <u>はじめまして絵本事業に関する業務</u>

※下線部については、直営業務から指定管理業務に移行するもの。

5 指定管理者制度導入までのスケジュール（案）

年 月	市議会	内 容
令和4年2月	2月議会	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">条例改正、予算計上（指定管理者候補者選定審査会）</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例議案審査、予算議案審査
令和4年4月		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">公募開始</div>
		↓
令和4年7月		<ul style="list-style-type: none"> ・ 公募締切
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">選定審査（指定管理者候補者選定審査会）</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査及び候補団体の決定
令和4年9月	9月議会	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指定管理者の指定、債務負担行為の設定</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定議案審査、補正予算議案審査
令和4年11月		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">協定書締結</div>
令和5年1月		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指定管理業務開始</div>

6 長崎市図書館条例 新旧対照表 (抜粋)

現 行	改正後 (案)
<p>○長崎市図書館条例 平成19年3月29日 条例第4号</p> <p>第1条 ~ 第3条 (略)</p>	<p>○長崎市図書館条例 平成19年3月29日 条例第4号</p> <p>第1条 ~ 第3条 (略)</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第4条 教育委員会は、長崎市立図書館(以下「市立図書館」という。)の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。</p> <p>2 教育委員会は、前項の指定に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>3 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>4 教育委員会は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる条件を満たすものうちから最も適当と認めるものを指定管理者として指定する。</p> <p>(1) 市民の平等利用を確保することができるものであること。</p> <p>(2) 市立図書館の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 市立図書館の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める条件</p> <p><u>(指定管理者が行う業務)</u></p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務</p> <p>(2) 市立図書館の利用の許可その他の市立図書館の利用に関する業務</p> <p>(3) 市立図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市立図書館の運営に関して教育委員会が必要と認める業務</p> <p><u>(開館時間及び休館日)</u></p> <p>第6条 長崎市香焼図書館の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。</p>

(利用の許可)

第4条 長崎市立図書館（以下「市立図書館」という。）の多目的ホール、ホール、会議室、研修室、スタジオ、編集室若しくはパソコン室（以下「多目的ホール等」という。）を利用しようとする者又は学習室を占有して利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可（以下「利用の許可」という。）をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 市立図書館の管理上支障があるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。

3 教育委員会は、市立図書館の管理上必要があると認めるときは、利用の許可について条件を付することができる。

(使用料)

第5条 多目的ホール等の利用の許可を受けた者は、別表第1に定める使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、利用の許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(駐車料金)

第6条 市立図書館の駐車場（以下単に「駐車場」という。）に自動車~~を~~駐車をさせた者は、自動車の出庫の際に別表第2に定める駐車料金を

2 市立図書館の開館時間及び休館日は、教育委員会の承認を得て指定管理者が定める。

3 前項の承認の基準は、市立図書館の利用形態、利用者の利便性等を勘案して教育委員会規則で定める。

(利用の許可)

第7条 市立図書館の多目的ホール、ホール、会議室、研修室、スタジオ、編集室若しくはパソコン室（以下「多目的ホール等」という。）を利用しようとする者又は学習室を占有して利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可（以下「利用の許可」という。）をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 市立図書館の管理上支障があるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) その他指定管理者が適当でないと認めるとき。

3 指定管理者は、市立図書館の管理上必要があると認めるときは、利用の許可について条件を付することができる。

(利用料金)

第8条 多目的ホール等の利用の許可を受けた者又は市立図書館の駐車場（以下「駐車場」という。）に自動車~~を~~駐車をさせた者は、市立図書館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金（附属設備の利用に係るものを除く。）は、多目的ホール等を利用する場合にあつては別表第1に掲げる額を、駐車場に自動車を駐車する場合にあつては別表第2に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 附属設備の利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(削除)

納入しなければならない。

(駐車料金の不徴収)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、
駐車料金を徴収しない。

(1) 市立図書館を利用する者の駐車時間が30
分以内であるとき。

(2) 前号のほか、市長が特別の理由があると
認めるとき。

(使用料等の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるとき
は、使用料及び駐車料金（以下「使用料等」と
いう。）を減免することができる。

(使用料等の返還)

第9条 既納の使用料等は、返還しない。ただ
し、市長が特別の理由があると認めるときは、
この限りでない。

(特別の設備等)

第10条 多目的ホール等の利用の許可を受けた者
は、教育委員会の許可を受けて特別の設備をす
ることができる。

第11条 教育委員会は、市立図書館の管理上必要
があると認めるときは、多目的ホール等の利用
の許可を受けた者に対し、必要な設備をす
ることを命ずることができる。

第12条 ～ 第13条 (略)

(利用の許可の取消し等)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該
当するときは、利用の許可を取り消し、又は利
用を停止し、若しくは制限することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により利用の許可
を受けたとき。

(2) 利用の許可の条件に違反したとき。

(3) この条例又はこの条例に基づく規則に違
反したとき。

2 前項の規定による処分によつて利用者に損害
が生じることがあつても、市は、その責めを負
わない。

第15条 ～ 第17条 (略)

(職員)

第18条 図書館に館長その他必要な職員を置く。

(図書館協議会の設置)

第19条 図書館法（昭和25年法律第118号）第14
条第1項の規定に基づき、図書館に長崎市図書
館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(削除)

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を
受けて定める基準に基づき、利用料金を減免す
ることができる。

(削除)

(特別の設備等)

第10条 多目的ホール等の利用の許可を受けた者
は、指定管理者の許可を受けて特別の設備をす
ることができる。

第11条 指定管理者は、市立図書館の管理上必要
があると認めるときは、多目的ホール等の利用
の許可を受けた者に対し、必要な設備をす
ることを命ずることができる。

第12条 ～ 第13条 (略)

(利用の許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該
当するときは、利用の許可を取り消し、又は利
用を停止し、若しくは制限することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により利用の許可
を受けたとき。

(2) 利用の許可の条件に違反したとき。

(3) この条例又はこの条例に基づく規則に違
反したとき。

2 前項の規定による処分によつて利用者に損害
が生じることがあつても、市及び指定管理者
は、その責めを負わない。

第15条 ～ 第17条 (略)

(職員)

第18条 長崎市香焼図書館に館長その他必要な職
員を置く。

(図書館運営協議会の設置)

第19条 図書館の適切な運営に関し必要な事項を
調査審議するため、長崎市図書館運営協議会
（以下「協議会」という。）を置く。

第20条 ~ 第24条 (略)

(協議会の庶務)

第25条 協議会の庶務は、市立図書館において処理する。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。ただし、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

第20条 ~ 第24条 (略)

(協議会の庶務)

第25条 協議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(教育委員会による管理)

第26条 教育委員会は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第4条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 前項の場合における第6条第2項、第7条、第8条第1項及び第3項、第9条から第11条まで、第14条並びに別表第1の規定の適用については、第6条第2項中「教育委員会の承認を得て指定管理者が」とあるのは「教育委員会が別に」と、第7条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第8条第1項中「市立図書館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第1に掲げる使用料又は別表第2に掲げる駐車料金（以下「使用料等」という。）を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第9条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料等」と、第10条、第11条及び第14条第1項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表第1中「金額」とあるのは「使用料」と、同表備考2中「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が別に定める」と、同表備考3中「実費に相当する額とする」とあるのは「実費を徴収する」とし、第6条第3項並びに第8条第2項及び第4項の規定は適用しない。

3 教育委員会は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。ただし、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年1月1日から施行す

る。ただし、附則第6項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の長崎市図書館条例（以下「旧条例」という。）の規定によりなされた利用の許可その他の行為は、改正後の長崎市図書館条例（以下「新条例」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例第19条の規定により置かれている長崎市図書館協議会（以下「旧協議会」という。）に対して行われている諮問その他の行為は、新条例第19条の規定により置かれた長崎市図書館運営協議会（以下「新協議会」という。）に対して行われた諮問その他の行為とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧協議会の委員である者は、施行日に、新協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、旧協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

5 この条例の施行の際現に旧協議会の会長である者又は会長の職務を代理する委員として指名されている者は、施行日に、新条例第22条に規定する新協議会の会長として定められ、又は同条に規定する新協議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(準備行為)

6 指定管理者の指定に関し必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

別表第1（第8条関係）

(表略)

備考

1 多目的ホール等の利用者が、入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収するとき、又は営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。

2 利用時間を超過して利用する場合の金額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。

3 多目的ホール等の利用者が特別の設備をする場合に、備付けの器具以外を器具を使用して電気又は水道を使用するときは、実費に相当する額とする。

(削除)

別表第1（第5条関係）

(表略)

備考

1 多目的ホール等の利用の許可を受けた者が、入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収するとき、又は営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。

2 利用時間を超過して利用する場合の使用料は、教育委員会規則で定める。

3 多目的ホール等の利用の許可を受けた者が特別の設備をする場合に、備付けの器具以外の器具を使用して電気又は水道を使用するときは、実費を徴収する。

4 附属設備の使用料は、教育委員会規則で定める。

別表第2（第6条関係）

（表略）

備考

- 1 「普通自動車」とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。）別表第1に規定する普通自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員1人以上のものを除いたものをいう。
- 2 「小型自動車」とは、省令別表第1に規定する小型自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。
- 3 「軽自動車」とは、省令別表第1に規定する軽自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。

別表第2（第8条関係）

（表略）

備考

- 1 「普通自動車」とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。）別表第1に規定する普通自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員1人以上の普通自動車を除いたものをいう。
- 2 「小型自動車」とは、省令別表第1に規定する小型自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。
- 3 「軽自動車」とは、省令別表第1に規定する軽自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。

7 市立図書館におけるPFI事業の評価について

(1) 施設及び事業概要

ア 施設概要

市立図書館は、「図書館専有部分」の他、平和関連施設の「救護所メモリアル」及び近隣住民のコミュニティ施設である「新興善メモリアル」からなる。

なお、本施設の敷地は旧長崎市立新興善小学校跡地であり、原爆投下時に当該小学校が救護所として活用されたことから、「救護所メモリアル」には被爆の実相を伝えることを目的に当時の救護所を再現している。

図書館運営においては、『世紀を通じ、市民の暮らしにいきづき、豊かさと活力を生む図書館』を目指し、「情報提供機能」や「学習・調査・研究支援及び相談機能」「生涯学習支援機能」「地域づくり支援機能」等を充実させ、サービス提供を行っている。

図表1 市立図書館の施設概要

項目	概要	
施設の概要等	施設概要	<ul style="list-style-type: none"> ・建築面積：3,650.27m² ・延床面積：11,658.94m² <ul style="list-style-type: none"> -図書館専有部分面積 3,650.27 m² -平和関連施設（救護所メモリアル）部分面積： 142.07 m² -地域コミュニティ施設（新興善メモリアル）部分面積： 488.48 m² ・地下駐車場：64台 ・階数：地上4階 地下1階 ・構造：鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨、鉄筋コンクリート造）
	所蔵能力	約80万冊（開架25万冊/閉架55万冊）
	蔵書数	約80.7万冊（令和2年度末時点） （開架39.6万冊/団体書庫2.2万冊、閉架書庫38.9万冊）
	運営概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 開館時間 午前10時から午後8時 （スタディールーム、多目的ホールなど生涯学習エリアは午後9時まで） ■ 休館日 毎週火曜日 特別整理期間（年5日以内） 年未年始（12月29日～1月4日）
		※ 開館日数は年間300日以上
施設の立地条件	敷地概要	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積：5,887 m² ・用途地域：商業地域 ・建蔽率：80% ・容積率：600% ・防火指定：準防火地域一部防火地域

イ 今期事業の事業スキーム

今期事業は、次表のとおりPFI-BTO（Build Transfer Operate）方式により実施しており、施設の設計・建設、15年間の維持管理・運営を選定事業者が担っている。

図表2 今期事業の事業スキーム

項目	概要		
事業手法	PFI-BTO [設計・建設－施設引渡し－維持管理・運営 (15年)]		
事業期間	設計・建設期間：平成17(2005)年6月～平成19(2007)年9月 図書館等準備期間：平成17(2005)年6月～平成19(2007)年12月 供用開始：平成20(2008)年1月 維持管理・運営期間：平成19(2007)年10月～令和4(2022)年12月		
民間の業務範囲	■設計・建設業務 ・設計業務 ・建設・施工管理業務 ・施設引渡し業務 ■施設維持管理業務 ・建築物保守管理業務 ・建築設備保守管理業務 ・植栽・外構保守管理業務 ・清掃業務 ・環境衛生管理業務 ・駐車場管理業務 ・警備業務	■図書館運営業務 ・開館準備業務の一部 ・総括業務の一部 ・サービスの業務の一部 ・情報資料整備業務の一部 ・図書館ネットワーク業務の一部 ・公民館等図書室業務の一部 ・図書館情報システム業務 ・軽食コーナー運営業務(独立採算制)	
選定事業者	代表企業：鹿島建設株式会社 設計企業：株式会社三菱地所設計 建設企業：株式会社上滝 維持管理企業：太平ビルサービス株式会社、長崎菱興サービス株式会社 運営企業：株式会社図書館流通センター		
契約金額	10,839,280,050円(税込み)		
事業費内訳	項目	内容	金額(千円)
	施設等整備費	設計・建設業務、建設・施工監理業務、金利	3,884,679
	維持管理費	建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、 植栽・外構保守管理業務、清掃業務、環境衛生管理業務、 駐車場管理業務、警備業務	1,571,787
	運営費等	運営費相当分、情報資料購入費[初期購入分金利]、 図書館情報システム初期整備費及び更新費相当分、 図書館情報システム保守管理費、公租公課・保険料	5,382,814
	合計		10,839,280
VFM	落札者決定時：約25% 事業終了時：約26%		

なお、図書館運営業務については、社会教育施設及び公の施設として公共性・公益性を十分確保した上で、最小の経費で最大の効果が得られるよう民間のノウハウを最大限活かしつつ財政資金の効率的な使用を図ることを基本とし、次の方針に基づき、市と選定事業者で役割を分担している。

図表3 運営業務における官民分担の基本方針

- 図書館の運営理念の策定や公民館との連携等図書館サービス網の構築といった**運営の根幹に関わる事項については市が行う**
- 他自治体の図書館や市内の学校・教育施設との連携、各種団体との協力、図書館運営委員会に関する事務等、**公的立場から調整が必要となる業務は市が行う**
- 運営の基本方針の策定、及び基本方針に沿った**各業務の計画に関する最終決定権限及び情報資料の選定に関する最終決定権限は市が持つ**
- **選定事業者は、新しい発想、企画力、技術力、効率的サービス提供能力を最大限活かし、各業務の計画を策定し、その計画に沿ったより質の高いサービスを提供する**

出典：長崎市立図書館整備運営事業 図書館運営業務要求水準書

こうした官民分担の方針を踏まえ、図表4のとおり、市が直接実施する図書館運営業務と、それ以外の業務を民間事業者が担い、運営業務に官民の双方が関与するなかで、その役割分担を明確にしている。

図表4 市が実施する図書館運営業務

大分類	図書館業務項目
開館準備業務	開館時設置情報資料の決定
総括業務	理念・目的・方針の策定
	条例・規則の策定及び改廃
	マニュアルの決定
	図書館運営計画策定及び統計分析
	プロモーション計画の決定
	議会・行政内部に対するPR
	図書館運営協議会に関する業務
	図書館関係団体、生涯学習関係団体との調整
	各種調査回答、図書館宛文書管理、公印・マスターキーの管理、物品・備品管理等、庶務
	予算・決算資料作成、予算執行
サービスの業務	サービス計画の決定
	規則・規定に基づかないイレギュラーな案件の処理
	関係機関との連絡・調整
情報資料整備業務	情報資料購入計画の決定
	情報資料選定決定
図書館ネットワーク業務	協力機関との連絡・調整
	図書館ネットワーク計画の決定
	図書館ネットワーク計画立案
公民館等図書室業務	蔵書方針・購入計画の作成
	情報資料選定決定

	公民館等図書室書架整理指導
	弁償資料受取・送付
	配本計画の作成
	配本先決定
図書館情報システム業務	図書館情報システム導入・更新計画の決定

出典：長崎市立図書館整備運営事業 図書館運営業務要求水準書

また、維持管理業務では大規模修繕については今期事業の業務範囲（民間事業者の業務）としておらず、事業終了時期に想定される機器類の更新についても、事業終了後に市が行うことになる。

なお、地域コミュニティ施設のうち新興善メモリアルに関しては、当該PFI事業では設計・建設業務のみが対象であり、当該施設部分の維持管理・運営についてはPFI事業の範囲外として、別途、同選定事業者（民間事業者）に委託している。

図表5 PFIの導入前（市直営）と導入後（PFI事業者）の運営状況の比較

		図書センター （～平成 19 年 3 月）	長崎市立図書館 （平成 20 年 1 月～）	備考
運営について	開館時間	午前 9 時～午後 5 時	午前 10 時～午後 8 時	開館時間を延長できた。
	休館日	ア 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日 イ 毎週月曜日（その日が休日に当たるときは、その休日以後最初の休日でない日） ウ 1 月 2 日及び同月 3 日並びに 12 月 29 日から同月 31 日まで	ア 毎週火曜日 イ 1 月 1 日から同月 4 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日まで ウ 特別整理期間（毎年 5 日以内で教育委員会が定める日）	毎週火曜日を休館日としたことで、月曜休室が多い図書施設との区分けができ、図書施設利用者の利便性が向上した。
	特別整理日 （蔵書点検）	毎年 7 日以内	毎年 5 日以内	IC タグの導入により蔵書点検の処理期間を短縮でき、休館日が減少した。
	開館日数	年間約 280 日	年間 300 日以上	蔵書点検期間の短縮やゴールデンウィークの開館等で年間の開館日数が増加した。

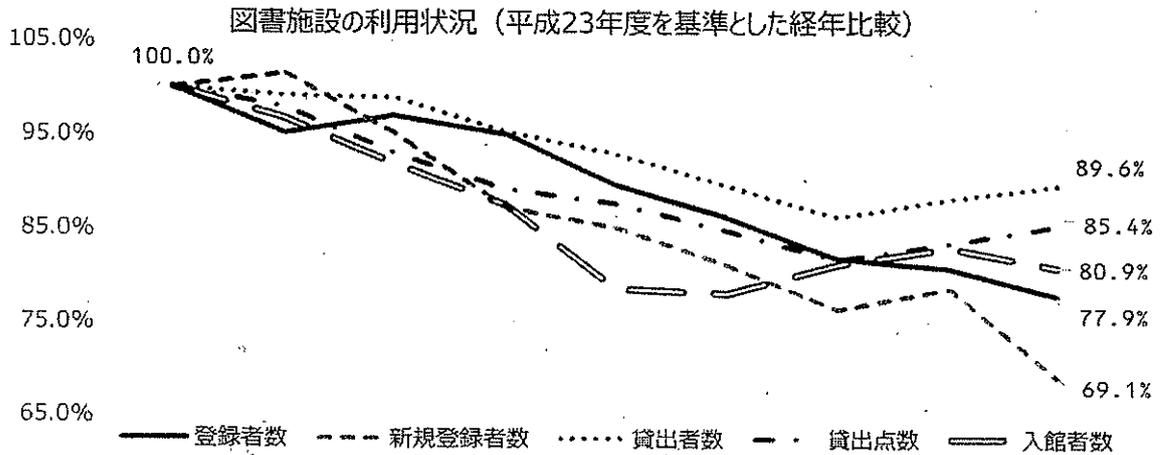
(2) 定性的評価 (PFI事業者が提供する主なサービス)

サービス	サービスの概要	図書館協議会の意見
貸出・閲覧サービス	収集した図書の貸出や配架、読書空間の提供を行う。	年間約3万点の新規資料の追加や、図書施設向けの貸出セットなどの取組みにより、魅力ある読書空間を作っている。
予約・リクエストサービス	利用者からの予約に関する受入体制の構築や予約受付、利用者から要望のある図書の調達を行う。	資料購入または相互貸借など総合的な判断を行っている。
レファレンス（調査相談）サービス	専用カウンターを設置し、対面や電子メール、電話を通じて寄せられる利用者からの疑問に対し、参考図書や電子資料、インターネットを活用して、調査研究や学習を支援する。	長崎をテーマにした相談が多いことから、知りたいテーマに関する資料を探す手引きの作成や、大人の調べる学習講座を開催するなど、長崎ファンの拡大を図っている。
児童サービス	絵本等児童向けの読みものの収集・配架を行う。 専任の職員を配置し、読書相談や児童からのレファレンスに対応する。 おはなし会などの行事を定期的に行う。	定例おはなし会は人気が高く、実施回数を増やし、多くの方が参加できるように配慮されている。
YA（ヤングアダルト）サービス	日常生活や成長過程に沿ったテーマの資料を揃え、読書への働きかけを行う。 若い世代同士の情報交換の場を設ける。	YAの情報発信用に特化した掲示板を設置し、情報提供が実施されている。
視聴覚サービス	図書資料との関係を考慮しながら、音声・映像資料（CD、DVDなど）を積極的に収集する。 映像資料を用いた映画会などを展開する。	定期的な上映会やバリアフリー上映会などを開催し、利用者の増加が図られている。
情報発信サービス	ホームページの活用により、図書及び図書館に関する情報を利用者に提供する。 市民が利用するインターネット端末を整備し、情報収集を可能とさせる。	オンライン蔵書目録検索システムでの書誌情報の検索や利用者が読み終えた資料の情報を保存できるサービスなどに対応している。
ビジネス支援サービス	ビジネス関係の資料を集めた「ビジネスコーナー」を設置し、各種資格取得のための情報やキャリアアップのための情報を提供する。 中小企業庁など専門機関と連携し、起業に関する情報や産業活動に必要な情報を提供する。 商用データベースにより、新聞記事やビジネス関連の情報、官報や判例など、様々な情報を検索する環境を提供する。	女性のための起業セミナーや「土曜日経営・起業相談会」、企業情報の調べ方などの講座が開催され、ビジネス支援サービスが充実している。 クラウドファンディングについては、スタッフ自らの体験を基にして講座が開催され、情報提供が図られている。

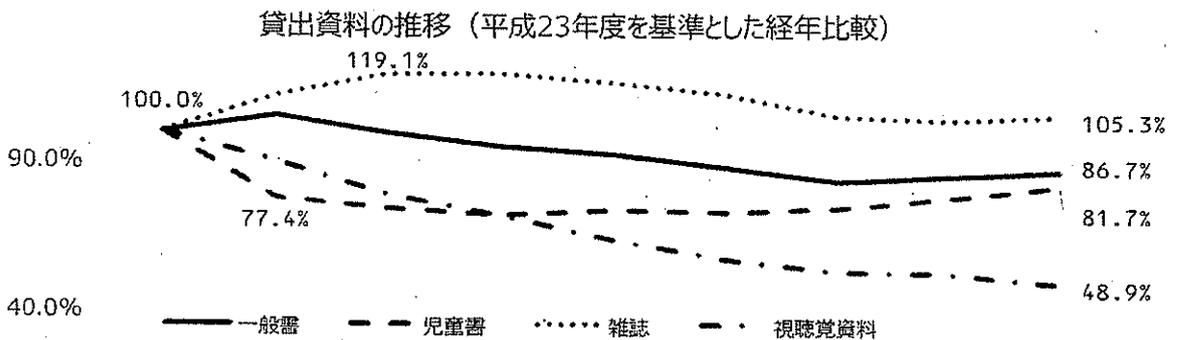
サービスの名称	サービスの概要	図書館協議会の意見
地域情報の提供サービス	長崎の歴史や文化、民俗についての資料や行政資料など地域資料の整備と活用を図り、市民及び市政への情報提供を行う。	世界遺産登録に向けて「明治日本の産業革命遺産」や「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」などの特設展示や長崎の文学などの展示が実施されている。
医療・健康情報サービス	がんによる死亡率の高さと医療費の抑制は、長崎市における重要な課題であることから、「がん情報サービス」を提供している。 市立図書館の脆弱な領域を地域の各関係機関との連携により補完し、質の高い情報を提供することで、市民に役立つ図書館の実現を目指す。	がん検診率が低く発がん率が高い長崎の特徴を地域的課題として取り組んだことにより、地域の医療機関等と連携し、図書館で病気や健康について考える催しが、全国の図書館に広がったことは評価できる。
国際化社会に対応するサービス	英語、中国語、ハングルなど外国語資料を収集し提供する。 外国にルーツを持つ利用者向けのサービスや利用案内を行う。	「ながさき国際協力交流フェスティバル」等で図書館サービスを紹介。多様な言語の資料を収集し、提供されている。
ハンディキャップサービス	図書館利用に障害のある市民が利用しやすい施設を整備する。 録音図書や大活字本などの障害者用資料を収集する。 対面朗読のサービスを行う。 来館が困難な人に対しては、資料を宅配する方法でサービスを行う。 バリアフリー上映素材を活用した上映会を開催する。	サービスの登録者は年々増加し、定期的に対面朗読や宅配のサービスを利用しており、ハンディキャップサービスが充実している。 日本語字幕と音声ガイド付きの上映素材を活用し、誰もが共に映画を楽しむことができる環境が提供されている。
学校支援サービス	学校図書館の資料で解決できない調べ学習の課題などに対する資料提供やレファレンスサービスを提供する。 団体貸出や学級貸出を行う。 職場体験の受入れを行う。	学校司書が配置されたことにより、小・中学校とのやり取りが増え、団体貸出等の支援機会も増えている。
ボランティア活動の推進	読み聞かせボランティアの養成講座を実施する。 図書館におけるボランティア活動を推進する。	要望があった施設等での読み聞かせが実施されている。 ボランティア活動をする市民の増加が図られている。
学習・文化活動の支援	読書会をはじめ、さまざまな講座や資料の展示会などを開催する。 学習室やグループ学習室を充実させ、学習環境を整備する。	読書会グループへの資料提供の充実が図られている。 不要図書のリサイクル市を開催し、廃棄する図書の削減が図られている。

(3) 図書施設の利用状況

図書施設の利用状況の分析	開館後3年余り経過した平成23年度と令和元年度を比較
	<ul style="list-style-type: none"> ・全登録者数は約22.1%減少しており、新規登録者数においては約30.9%減少している。 ・貸出者数は約10.4%減少している。 ・貸出点数の総合計は約14.6%減少しており、視聴覚資料において特に顕著である。 ・貸出者が視聴覚資料以外の資料を借りた回数は、ほぼ横ばい。 <p>「貸出手続きを行う登録者」と、「各登録者が貸出手続きをする回数」の、一方または双方が減少していると考えられる。←登録をする人が減ったが、借りている頻度はほぼ横ばいである。</p>



	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
登録者数 (人)	97,927	93,156	94,979	93,083	87,791	84,447	80,193	79,131	76,273
新規登録者数 (人)	11,563	11,737	11,006	10,089	9,839	9,382	8,835	9,098	7,985
貸出者数 (人)	689,126	683,295	681,930	656,903	640,583	617,500	594,657	607,900	617,760
貸出点数 (点)	2,265,423	2,218,817	2,107,641	2,020,752	1,986,113	1,920,731	1,851,949	1,891,328	1,934,732
入館者数 (人)	1,039,596	1,005,704	955,528	909,635	816,710	811,699	844,504	862,967	841,058



	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
一般書 (点)	995,559	1,048,162	989,514	944,327	919,624	876,221	829,509	846,372	862,745
児童書	416,524	322,596	308,345	299,128	306,179	303,905	309,080	323,919	340,283
雑誌	64,287	72,059	76,544	76,727	74,731	72,396	67,602	66,695	67,692
視聴覚資料	135,625	121,876	106,714	97,056	86,081	77,477	71,792	71,193	66,352

ア 登録者と貸出状況の推移について

全国の公共図書館の状況を見ると、平成23年度と令和元年度の対比で、登録者数は約8.4%増加しているが、貸出数は、約4.5%減少している。

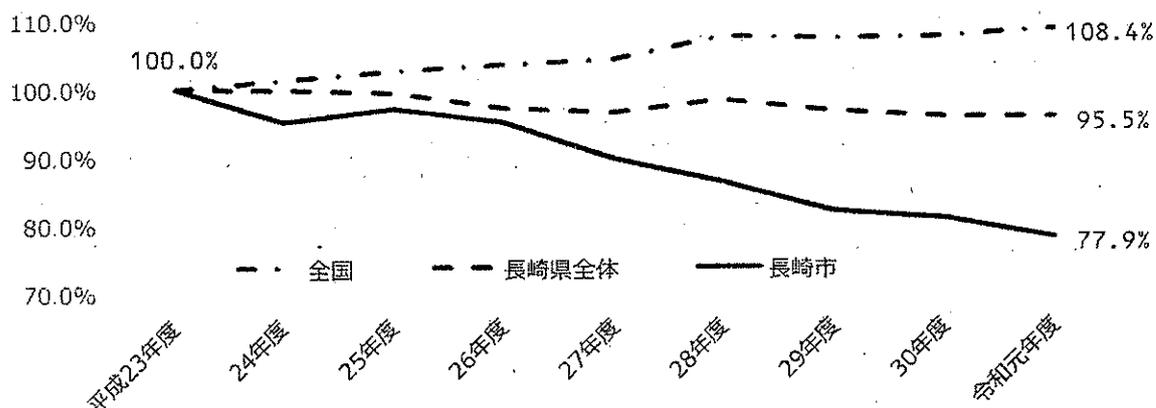
同様に、長崎県内にある公共図書館の状況を見ると、登録者数は約4.5%減少、貸出数は約5.7%減少している。登録をしているが借りない人が増えた、または、一人当たりの借りる回数が減った、あるいはその両方の傾向があると考えられる。

長崎市における状況は、登録者数は約22.1%減少、貸出数は約15.6%減少している。

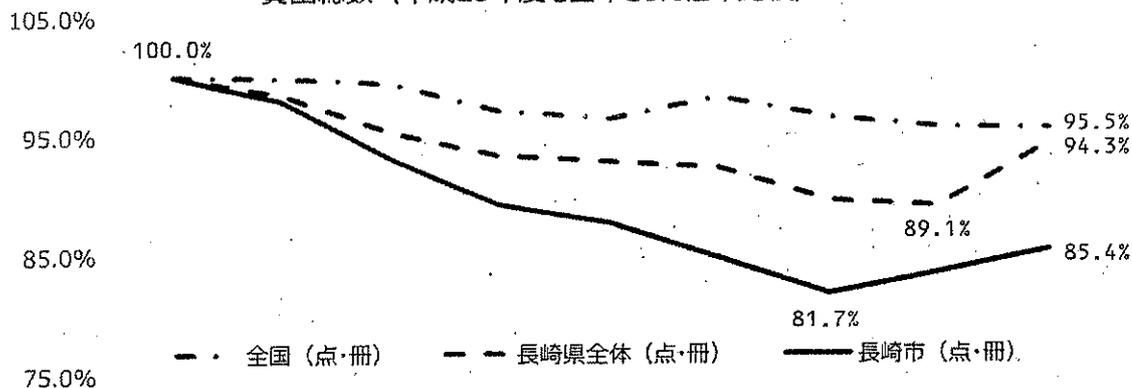
登録の有効期限は3年であり、登録満了時に更新されなかった傾向がある。また、転入者に市内のいずれの図書施設でも予約本の受取り・返却ができる仕組みが知られていないために登録されなかったという傾向もあり、登録者の減少が進んだと考えられる。

貸出総数については、平成29年度に底を打ち、回復の兆しがみられる。これは、独自企画のイベントにおいて関連する館内資料を特設展示して紹介し、本を借りる意欲に結びつけるための取り組みなどを実施した成果と考えられる。

登録者数（平成23年度を基準とした経年比較）



貸出総数（平成23年度を基準とした経年比較）



	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
— (点・冊) 長崎市	2,265,423	2,218,817	2,107,641	2,020,752	1,986,113	1,920,731	1,851,949	1,891,328	1,934,732
— (点・冊) 長崎県全体	8,108,175	7,982,665	7,725,071	7,566,328	7,525,411	7,485,084	7,260,920	7,221,123	7,643,987
— (千点・千冊) 全国	716,181	714,971	711,494	695,277	690,480	703,517	691,471	685,166	684,215

イ 貸出資料の推移について

貸出総数は、平成 29 年度まで減少を続けており、長崎県内でも同様の傾向がみられる。

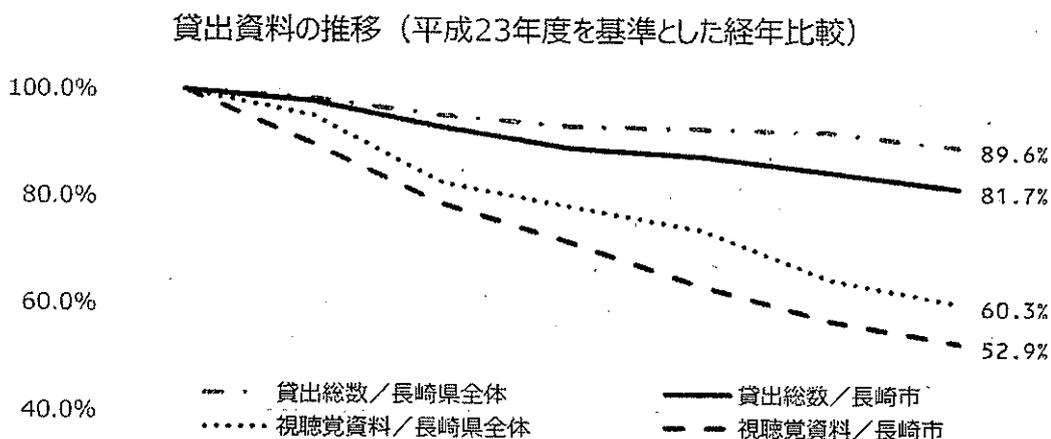
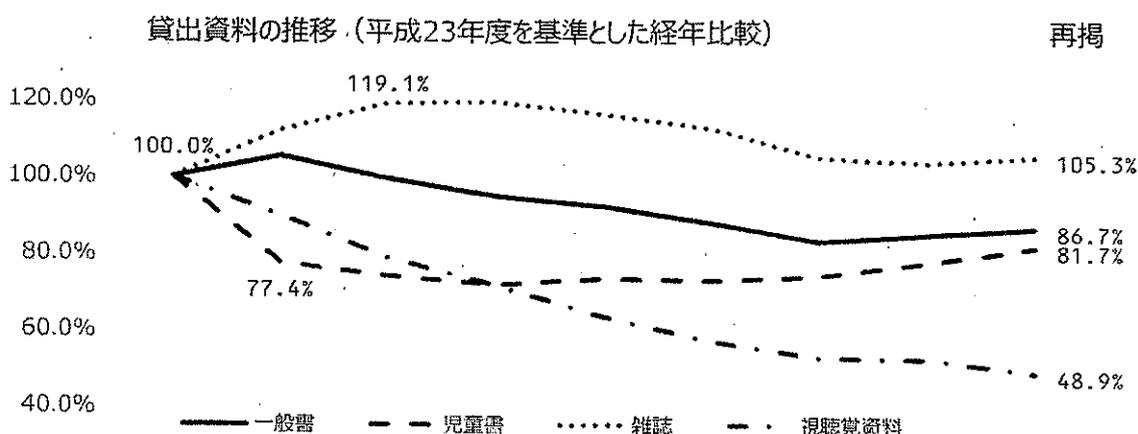
減少の主な要因としては、スマートフォンに代表される IT 機器の普及に伴い、個人の可処分時間における図書館の利用時間が減少したことにある。

資料の推移について個別にみると、一般書は、図書館における資料全体の半分以上を占めることから、貸出総数と同様の推移を示している。

児童書は、学校図書館との連携を強化したことから、大きく減少した後に、増加に転じている。

雑誌は年々増加していたが、サブスクリプション方式の電子雑誌サービスが始まり、減少に転じた。

視聴覚資料は、大幅に減少している。その理由として、有料貸出による店舗が品数や便利さの点で利用を伸ばしたこと、通信環境の整備による視聴覚コンテンツのネット配信が普及したこと、さらには、サブスクリプション方式の配信サービスが拡大していることなどがあげられる。



		平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
長崎市	貸出総数	2,265,423	2,218,817	2,107,641	2,020,752	1,986,113	1,920,731	1,851,949
	視聴覚資料	135,625	121,876	106,714	97,056	86,081	77,477	71,792
長崎県全体	貸出総数	8,108,175	7,982,665	7,725,071	7,566,328	7,525,411	7,485,084	7,260,920
	視聴覚資料	361,454	343,980	298,931	283,013	267,150	234,121	218,071

※平成 30 年度、令和元年度は、長崎県全体の情報が無かったため、29 年度までの数値で比較しています。

ウ 利用者アンケートの結果について

市立図書館では開館してから数年おきに利用者アンケートを実施している。アンケートは、図書館資料の充実度や利用に関する満足度、設備に関する満足度などの項目からなる。

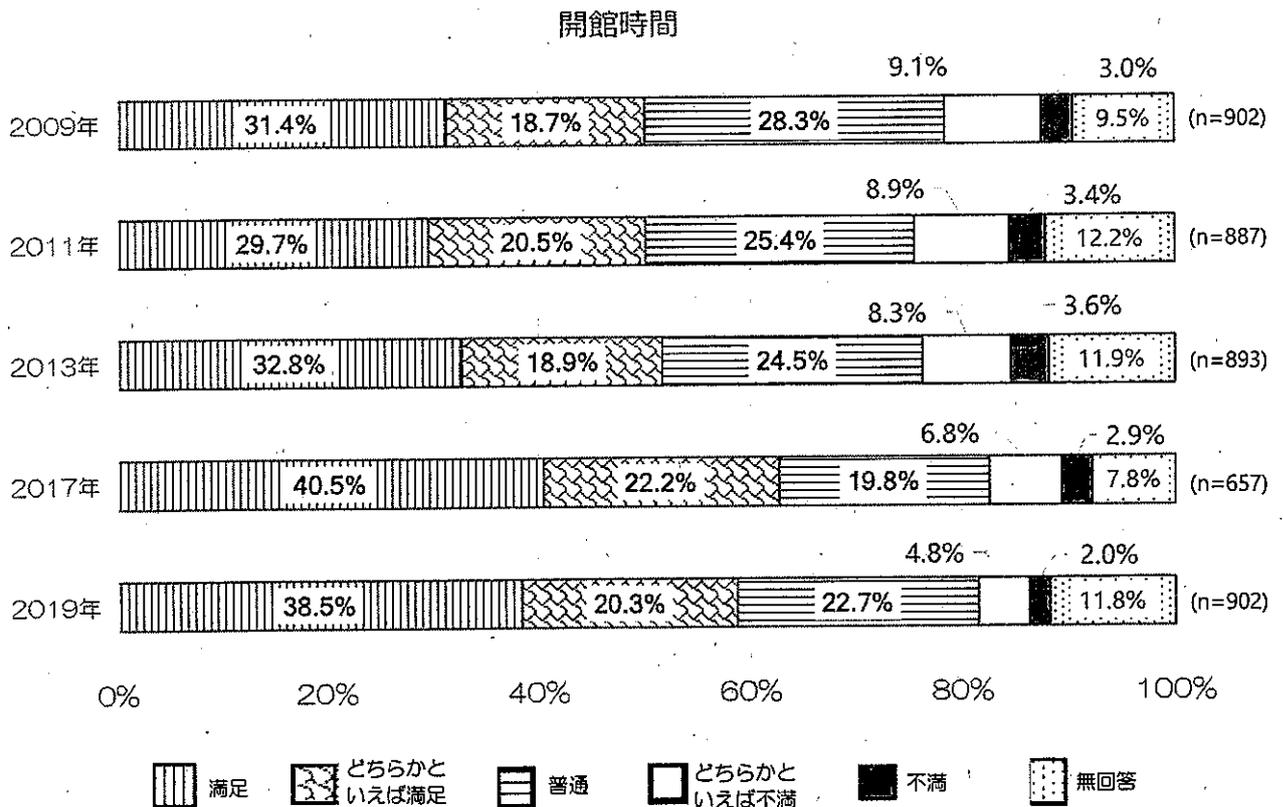
利用に関する満足度について、開館時間や休館日など館の運営に関する事柄は、開館から経過した期間が長くなるほど、不満を持っている人の割合が減少しており、概ね満足を得られるようなサービスが提供されていることが確認できる。

休館日について、香焼図書館や公民館等の図書施設と休館日が重ならないこと、また、休館日が祝日等と重なっても休館日を移動しないことなど、火曜日が休館日として定着するような運用を取り入れたことで、多くの利用者に認知されていることが確認できる。

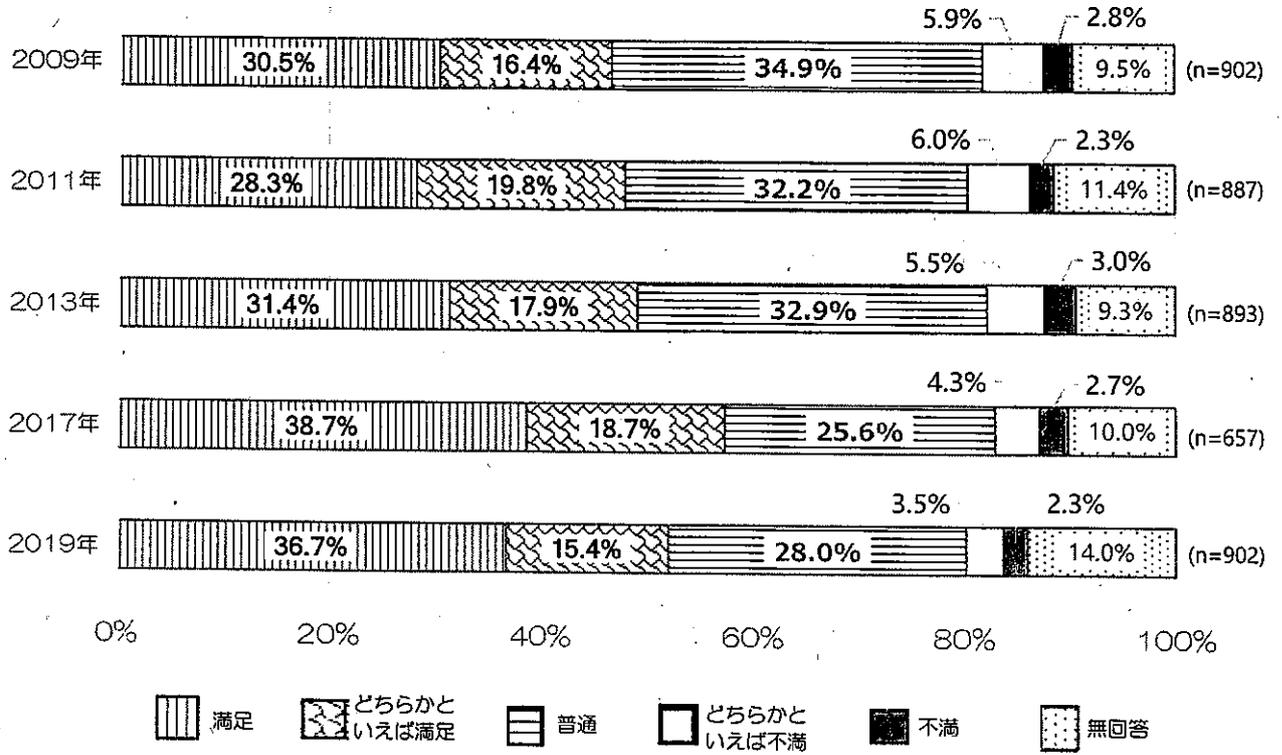
資料の充実度について、年間約 8,000 万円の資料費を 15 年間継続して確保していることから、毎月新しい資料を購入することができており、図書室向けに貸出セットを作るなどの取組みと併せて、新刊本が頻繁に書架に並び、利用者が本を借りる意欲に結びつけている。多くの自治体において資料費が減らされる傾向が続いているなかで、長期間継続したサービスを提供するメリットに繋がっている。

施設の維持管理について、休館日に実施されている館内メンテナンスは、1 年間で 15 年間の二つの期間で計画し、実施されているため、開館から一定期間が経過しているにもかかわらず、設備が機能的に保たれ、施設の劣化を未然に防ぎ、適切な維持管理ができており、利用者からの評価も高く、一体的な長期契約による施設の利用しやすさや機能性の向上が確認できる。

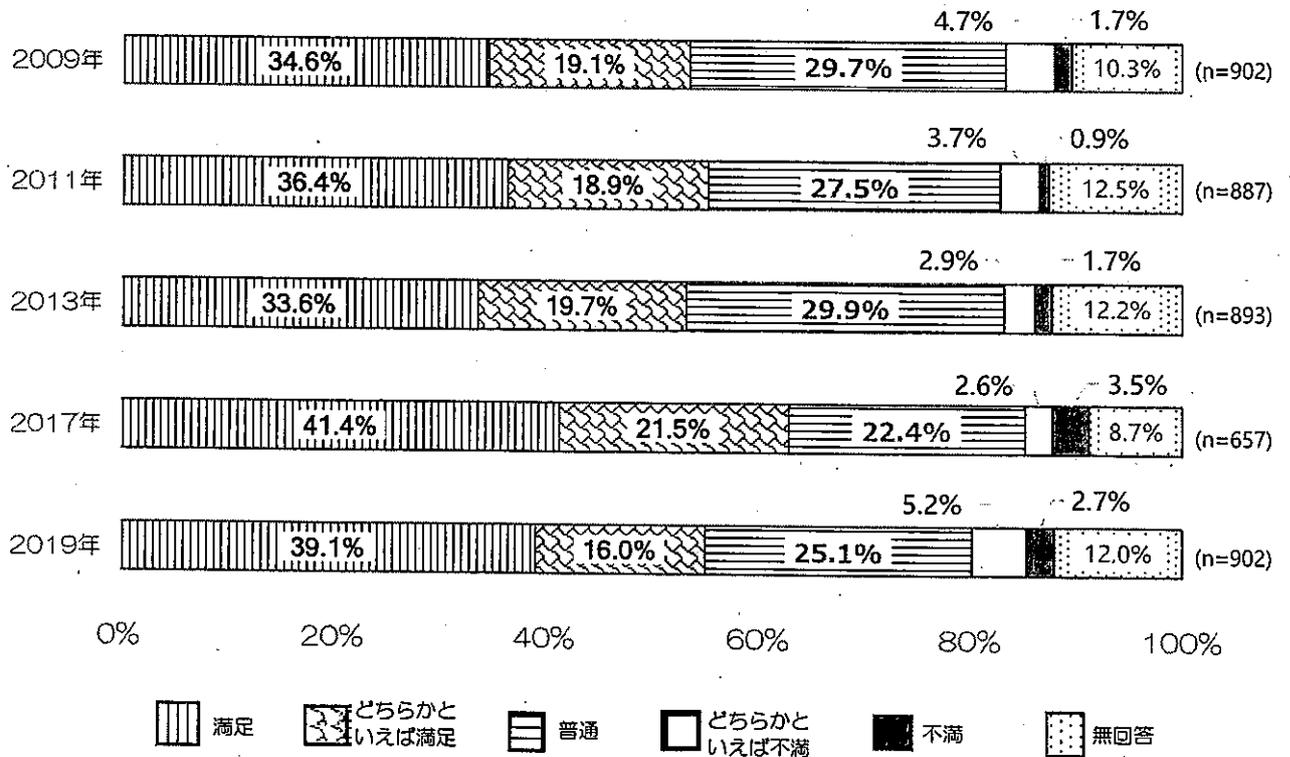
利用に関する満足について



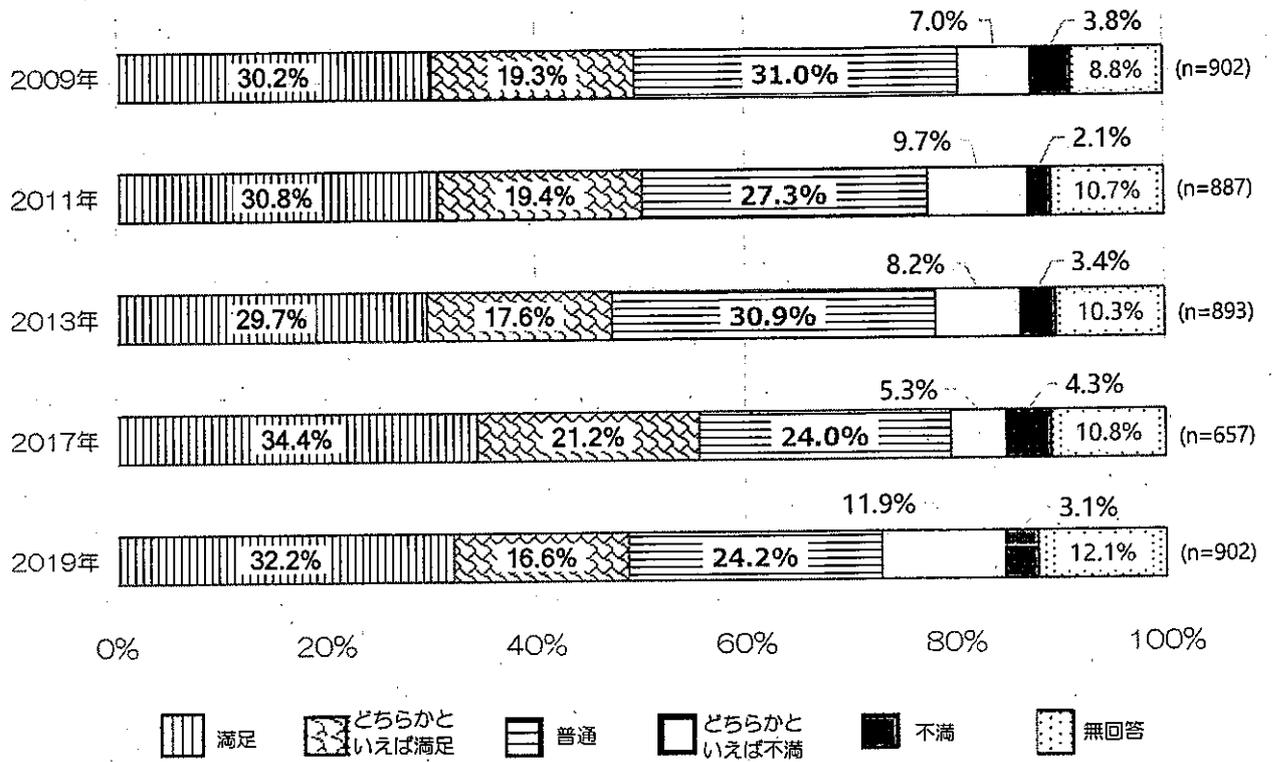
休館日



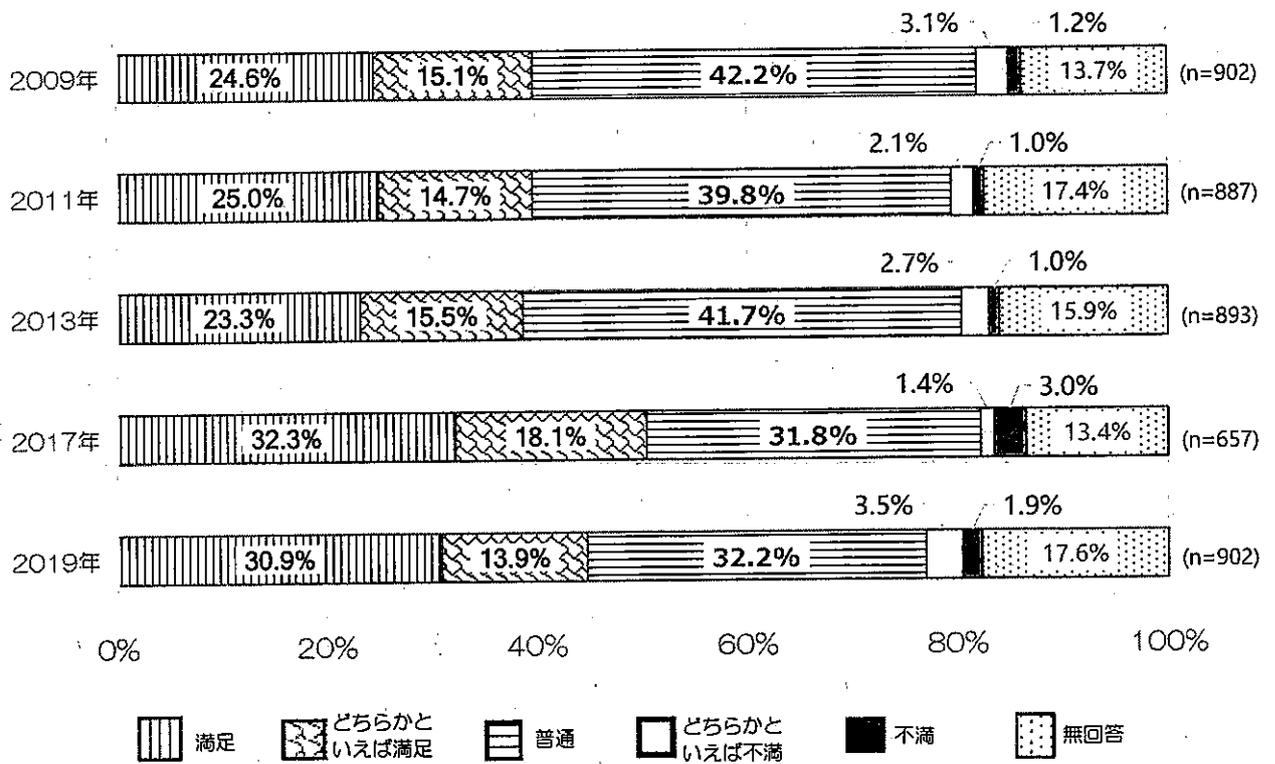
貸出冊数



貸出期間

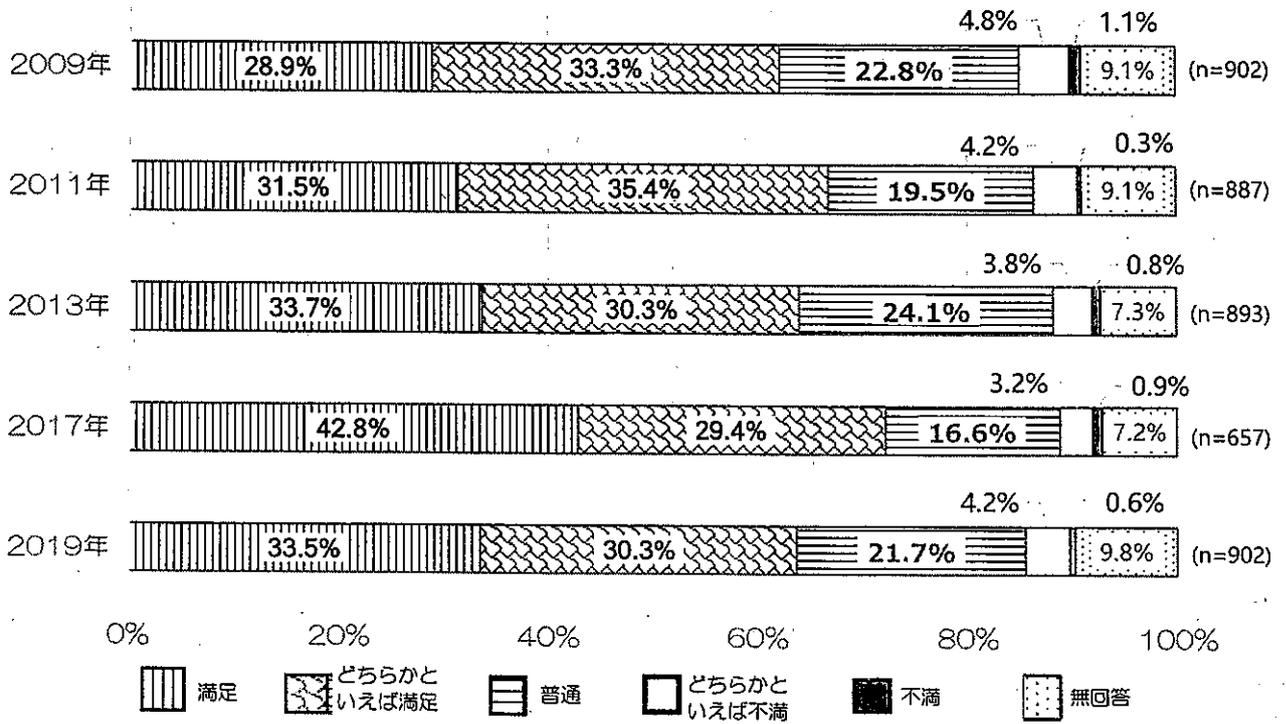


予約可能件数

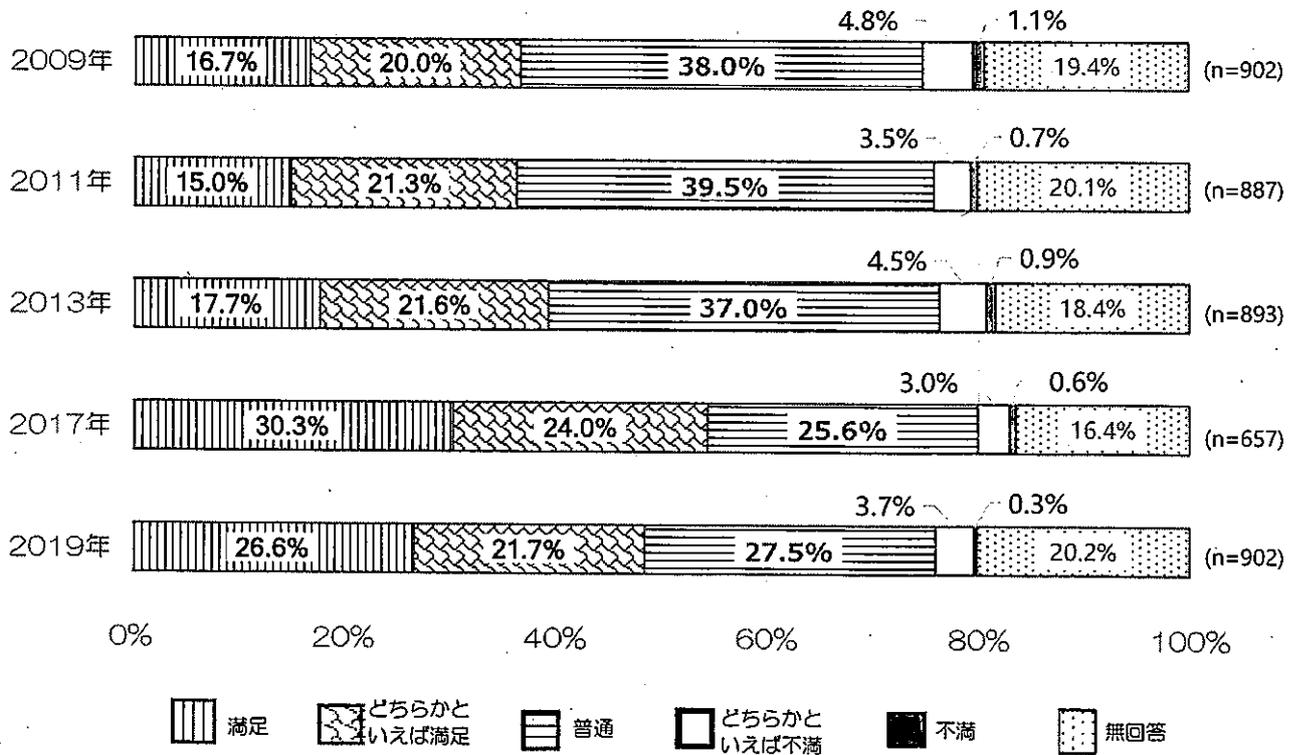


資料の充実度について

本・雑誌・新聞などの資料

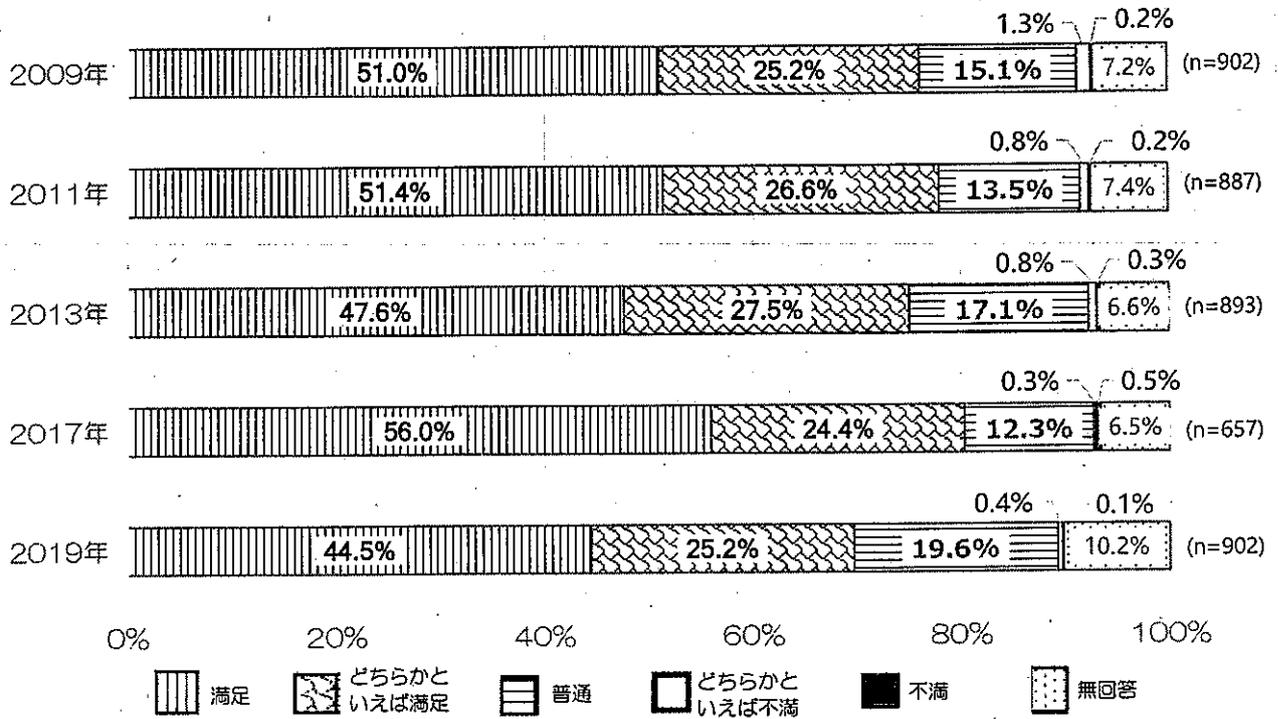


調べもの用資料・地域資料・ビジネス資料

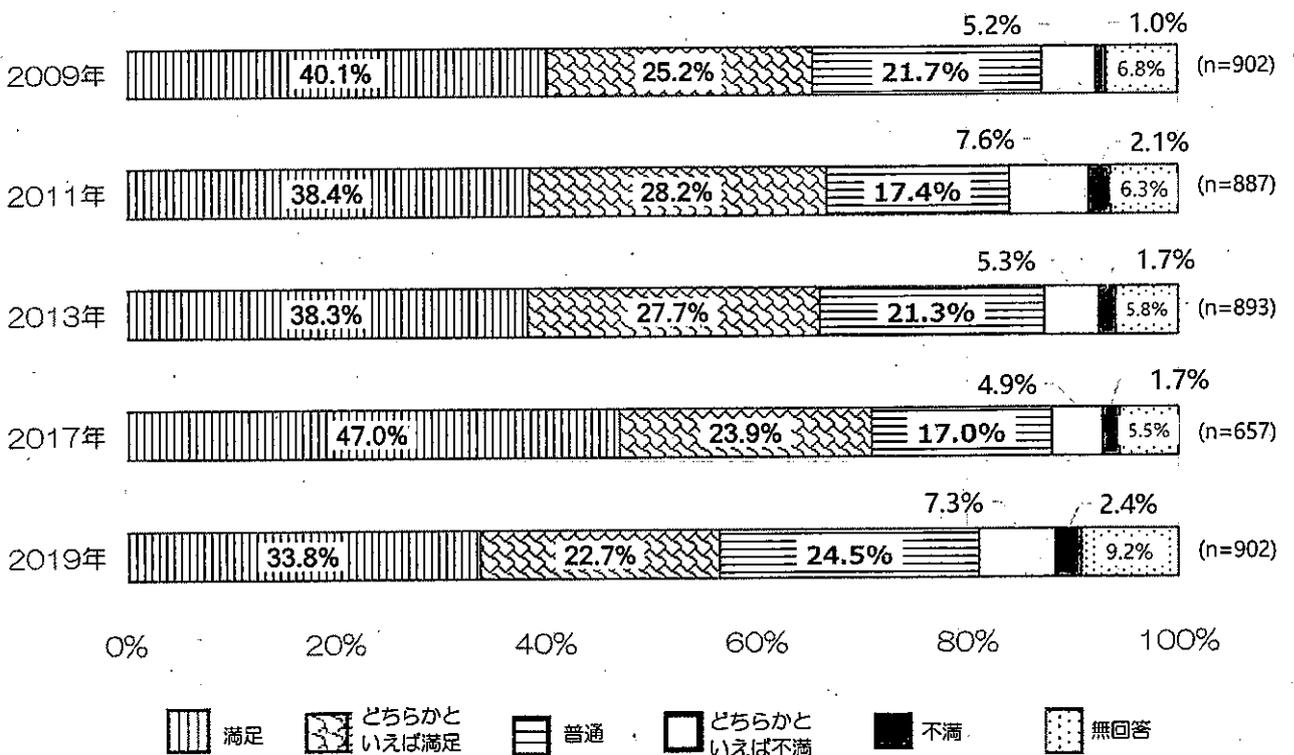


図書館の設備について

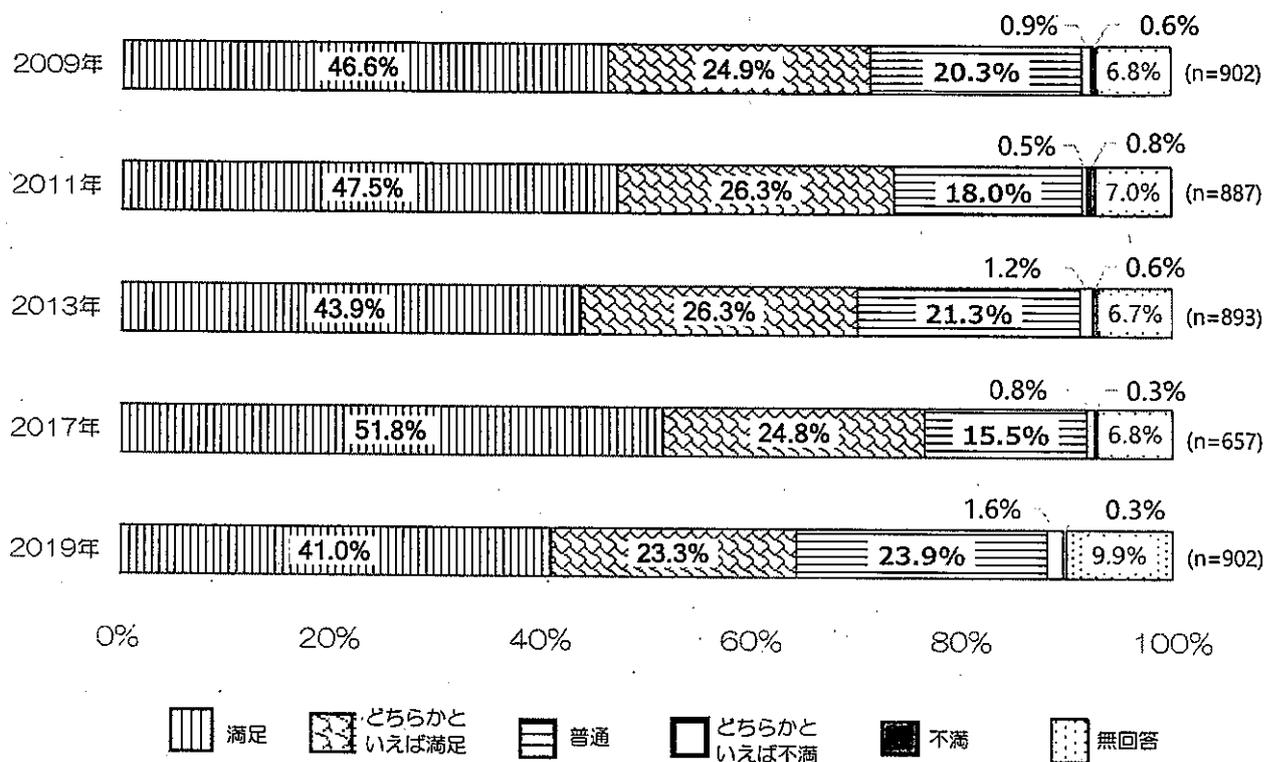
館内の清潔感



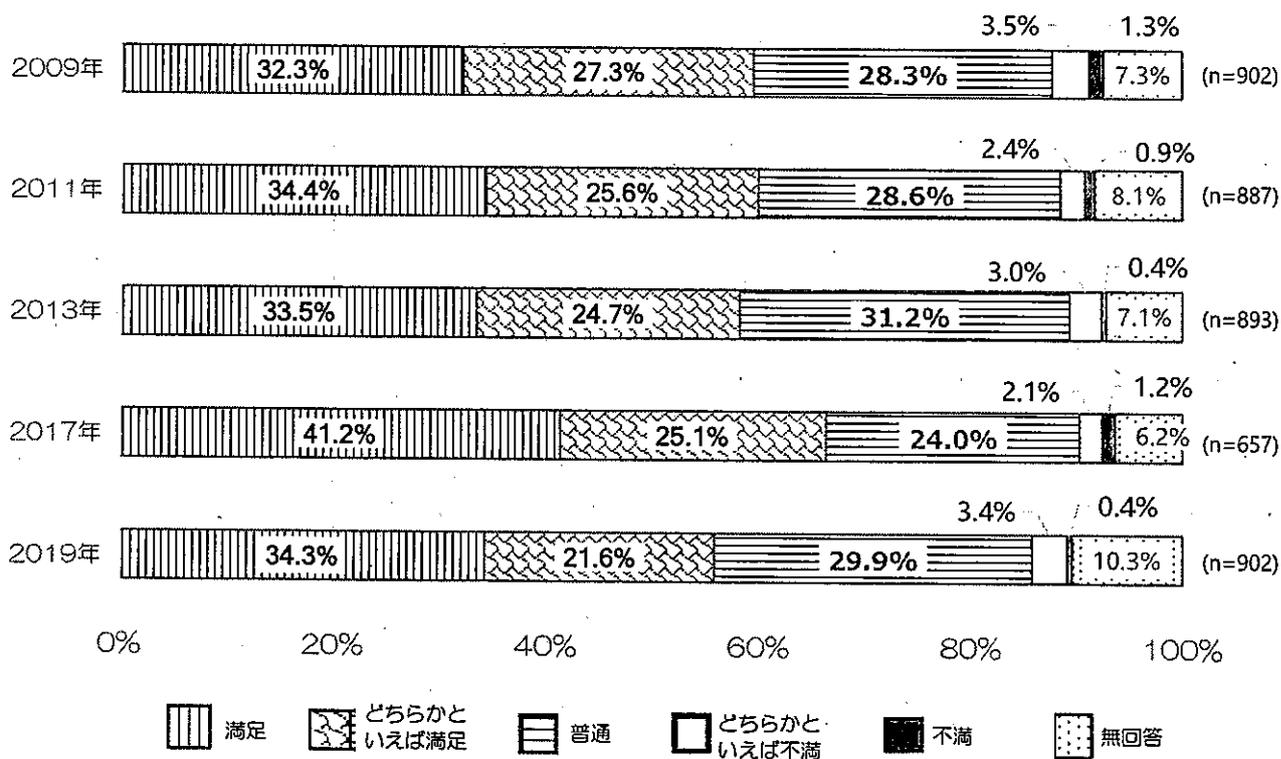
館内の空調



館内の照明



館内の各種案内表示



市立図書館整備事業に係るVFMについて (従来手法とPFI当初、PFI最終の比較)

※消費税抜き (単位:千円)

(4) 定量的評価

項目	①従来手法	②PFI手法 (当初)	③PFI手法 (最終)	④削減額②-①	削減率④/①	⑤削減額③-①	削減率⑤/①
1 施設整備費 (サービス料Ⅰ)	5,347,030	3,706,030	3,679,159	▲ 1,641,000	▲ 30.69%	▲ 1,667,871	▲ 31.19%
一括支払分 (合併特例債対象部分)	4,238,646	2,765,130	2,765,130				
割賦払分元本	1,108,384	807,852	769,383				
割賦払分支払利息		133,048	144,646				
施設整備費	5,347,030	3,706,030	3,679,159	▲ 1,641,000	▲ 30.69%	▲ 1,667,871	▲ 31.19%
2 維持管理費 (サービス料Ⅱ)	1,509,750	1,496,940	1,505,766	▲ 12,810	▲ 0.85%	▲ 3,984	▲ 0.26%
3 運営委託費 (サービス料Ⅲ)	2,249,944	2,142,100	2,116,368	▲ 107,844	▲ 4.79%	▲ 133,576	▲ 5.94%
4 情報資料購入費 (サービス料Ⅳ)	1,714,286	1,808,390	1,829,982	94,104	5.49%	115,696	6.75%
初期購入費 (25万冊)	571,429	571,429	544,218				
初期購入費にかかる支払利息		94,111	102,314				
定常購入費	1,142,857	1,142,850	1,183,450				
5 図書館情報システム費 (サービス料Ⅴ)	939,000	584,160	573,751	▲ 354,840	▲ 37.79%	▲ 365,249	▲ 38.90%
6 図書館情報システム保守管理費 (サービス料Ⅵ)	405,000	599,400	598,141	194,400	48.00%	193,141	47.69%
維持管理運営費 (2~6計)	6,817,980	6,630,990	6,624,008	▲ 186,990	▲ 2.74%	▲ 193,972	▲ 2.85%
市職員人件費	2,763,750	907,000	761,875	▲ 1,856,750	▲ 67.18%	▲ 2,001,875	▲ 72.43%
総費用額	14,928,760	11,244,020	11,065,042	▲ 3,684,740	▲ 24.68%	▲ 3,863,718	▲ 25.88%
+							
アドバイザー費		27,619	27,619	27,619		27,619	
↓							
財政負担額	14,928,760	11,271,639	11,092,661	▲ 3,657,121	▲ 24.50%	▲ 3,836,099	▲ 25.70%

VFM

VFM

	算定結果 名目値(単純合計)		算定結果 名目値(単純合計)
従来手法: A	14,928,760	従来手法: A	14,928,760
PFI手法: B	11,271,639	PFI手法: B	11,092,661
VFM: A-B	3,657,121	VFM: A-B	3,836,099
削減率: VFM/A	24.50%	削減率: VFM/A	25.70%